

# 立科町交流促進センター「耕福館」使用料金の改正について

農林係

立科町交流促進センター「耕福館」の使用料金が、次表のとおり一部変更になります。

## 改正前

|      |  |
|------|--|
| 味噌加工 | 持込み豆10kg当たり500円で最低使用料500円<br>麴自動発酵機使用料 1回当たり500円 |
| もち加工 | 持込みもち米10kg当たり500円で最低使用料500円                      |

## 改正後

|      |  |
|------|--|
| 味噌加工 | 1日当たりセンター使用料1,000円<br>麴自動発酵機使用料 1回当たり1,000円              |
| もち加工 | もち米10kgまで1日当たりセンター使用料1,000円<br>もち米10kgを超えると、1kgにつき100円加算 |

改正後の使用料金は、  
平成24年5月1日から  
適用いたします。  
皆様方のご理解と  
ご協力をお願いいたします。



# 住宅用太陽光発電施設設置費補助金について

町づくり推進係

町では、町民が住宅に太陽光発電システムを新たに設置するのに要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。



## 申請受付期間

平成24年7月2日(月)～平成25年2月28日(木)

補助金の申請額が予算額(200万円)を超えた時点で、申請の受け付けを停止します。なお、申請初日に予算額を超えた場合は、抽選とします。

## 補助金額

太陽電池モジュールの公称最大出力1kW 当たり2万円を助成。ただし、10万円を限度とします。

## 対象者

町内において、自らが居住する住宅に補助対象システムを、設置しようとする個人。

## 対象経費

補助金の交付決定を受けてから工事に着手し平成25年3月31日までに完成する太陽電池モジュール、架台、接続箱等の購入・据付の工事に要する経費で、国が助成する住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金の申請をするもの。

## 申請方法

補助金申込に係る各種書類は、立科町役場 町づくり推進係へ提出してください。申請書等は、役場窓口又はホームページからのものをご利用ください。

## お問い合わせ・お申し込み先

町づくり推進係 TEL.0267-56-2311  
FAX.0267-56-2310